阪神水道企業団公報

平成21年４月15日　第215号

毎月15日発行
発行所
阪神水道企業団
神戸市東灘区西岡本
３丁目20番１号

目　次

◇条　例◇

○　職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
○　阪神水道企業団恩給条例の一部を改正する条例
○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
○　阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

◇管　理　規　程◇

○　阪神水道企業団公有財産管理規程の一部を改正する規程
○　阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程
○　阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

◇告　示◇

○　平成21年第１回阪神水道企業団議会定例会の招集
○　平成20年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算
○　平成21年度阪神水道企業団水道事業会計予算

◇公　告◇

○　条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

◇任　免◇

条　例

職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年３月19日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第１号

職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「公務中の過失によるものであり」を「公務上又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。）途上の過失による事故であり」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

阪神水道企業団恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年３月19日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第２号

阪神水道企業団恩給条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団恩給条例（昭和25年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第７条中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年３月19日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第３号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	125,000	137,200	187,400	248,500	296,900	371,100
	2	125,800	137,900	189,000	250,500	299,200	374,200
	3	126,600	138,600	190,600	252,500	301,500	377,300
	4	127,400	139,300	192,200	254,500	303,800	380,400
	5	128,000	140,100	193,600	256,400	306,200	383,500
	6	128,800	141,000	195,300	258,500	308,800	386,800
	7	129,600	141,900	197,000	260,600	311,400	390,100
	8	130,400	142,800	198,700	262,700	314,000	393,400
	9	131,200	143,700	200,200	264,800	316,500	396,500
	10	132,100	144,900	202,000	267,000	319,200	399,800
	11	133,000	146,100	203,800	269,200	321,900	403,100
	12	133,900	147,300	205,600	271,400	324,600	406,400
	13	134,700	148,400	207,200	273,700	327,300	409,600
	14	135,600	150,000	209,100	276,000	330,200	412,900
	15	136,500	151,600	211,000	278,300	333,100	416,200
	16	137,400	153,200	212,900	280,600	336,000	419,500
	17	138,100	154,600	214,900	283,000	339,000	422,600
	18	139,300	156,300	216,900	285,400	341,900	425,800
	19	140,500	158,000	218,900	287,800	344,800	429,000
	20	141,700	159,700	220,900	290,200	347,700	432,200
	21	142,700	161,300	222,700	292,400	350,700	435,500
	22	144,200	163,100	224,700	294,800	353,700	438,600
	23	145,700	164,900	226,700	297,200	356,700	441,700

	24	147,200	166,700	228,700	299,600	359,700	444,800
	25	148,700	168,400	230,500	301,800	362,700	447,900
	26	150,400	170,200	232,500	304,200	365,700	451,000
	27	152,100	172,000	234,500	306,600	368,700	454,100
	28	153,800	173,800	236,500	309,000	371,700	457,200
	29	155,600	175,400	238,400	311,300	374,800	460,200
	30	157,400	177,300	240,400	313,700	377,800	462,900
	31	159,200	179,200	242,400	316,100	380,800	465,600
	32	161,000	181,100	244,400	318,500	383,800	468,300
	33	162,800	182,800	246,500	320,800	386,900	471,100
	34	164,500	184,600	248,500	323,200	389,700	473,400
	35	166,200	186,400	250,500	325,600	392,500	475,700
	36	167,900	188,200	252,500	328,000	395,300	478,000
	37	169,500	190,000	254,300	330,300	397,900	480,400
	38	171,200	191,800	256,400	332,700	400,300	482,600
	39	172,900	193,600	258,500	335,100	402,700	484,800
	40	174,600	195,400	260,600	337,500	405,100	487,000
	41	176,300	197,300	262,600	339,800	407,600	489,100
	42	177,600	199,100	264,700	342,100	409,600	491,100
	43	178,900	200,900	266,800	344,400	411,600	493,100
	44	180,200	202,700	268,900	346,700	413,600	495,100
	45	181,300	204,600	270,800	348,800	415,500	497,000
	46	182,200	206,500	272,900	350,700	417,200	498,600
	47	183,100	208,400	275,000	352,600	418,900	500,200
	48	184,000	210,300	277,100	354,500	420,600	501,800
	49	184,700	212,000	279,100	356,300	422,200	503,400
	50	185,500	213,800	281,200	357,800	423,500	504,700
	51	186,300	215,600	283,300	359,300	424,800	506,000
	52	187,100	217,400	285,400	360,800	426,100	507,300
	53	187,800	219,300	287,300	362,400	427,300	508,400
	54	188,600	220,900	289,300	363,800	428,400	509,600
	55	189,400	222,500	291,300	365,200	429,500	510,800
	56	190,200	224,100	293,300	366,600	430,600	512,000
	57	191,000	225,800	295,400	368,100	431,500	513,000
	58	191,700	227,400	297,300	369,300	432,500	514,000
	59	192,400	229,000	299,200	370,500	433,500	515,000

	60	193,100	230,600	301,100	371,700	434,500	516,000
	61	193,600	232,000	303,000	372,900	435,500	516,900
	62		233,500	305,200	374,000	436,500	
	63		235,000	307,400	375,100	437,500	
	64		236,500	309,600	376,200	438,500	
	65		237,800	311,900	377,300	439,500	
	66		239,300	314,300	378,300	440,500	
	67		240,800	316,700	379,300	441,500	
	68		242,300	319,100	380,300	442,500	
	69		243,600	321,300	381,300	443,400	
	70		245,000	322,700	382,300	444,400	
	71		246,400	324,100	383,300	445,400	
	72		247,800	325,500	384,300	446,400	
	73		249,000	326,700	385,200	447,200	
	74		250,000	328,000	386,200	448,200	
	75		251,000	329,300	387,200	449,200	
	76		252,000	330,600	388,200	450,200	
	77		252,900	331,700	389,000	451,100	
	78		253,900	332,600	390,000	452,000	
	79		254,900	333,500	391,000	452,900	
	80		255,900	334,400	392,000	453,800	
	81		256,800	335,200	392,800	454,800	
	82		257,700	336,000	393,800	455,700	
	83		258,600	336,800	394,800	456,600	
	84		259,500	337,600	395,800	457,500	
	85		260,200	338,400	396,600	458,500	
	86		261,000	339,200	397,500		
	87		261,800	340,000	398,400		
	88		262,600	340,800	399,300		
	89		263,200	341,600	400,300		
	90		263,900	342,300	401,200		
	91		264,600	343,000	402,100		
	92		265,300	343,700	403,000		
	93		265,900	344,200	403,900		
	94				404,800		
	95				405,700		

	96				406,600		
	97				407,600		
	98				408,600		
	99				409,600		
	100				410,600		
	101				411,400		
	102				412,300		
	103				413,200		
	104				414,100		
	105				415,000		
	106				415,900		
	107				416,800		
	108				417,700		
	109				418,600		
	110				419,500		
	111				420,400		
	112				421,300		
	113				422,200		
	114				423,100		
	115				424,000		
	116				424,900		
	117				425,900		
	118				426,800		
	119				427,700		
	120				428,600		
	121				429,600		
	122				430,600		
	123				431,600		
	124				432,600		
	125				433,400		
	126				434,300		
	127				435,200		
	128				436,100		
	129				437,100		
	130				438,000		
	131				438,900		

	132				439,800		
	133				440,800		
	134				441,700		
	135				442,600		
	136				443,500		
	137				444,500		
再任用職員		149,700	186,800	250,900	291,800	330,200	399,000

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

（号給の切替え）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

５　職員が改正前の条例に基づいて、施行日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（規則への委任）

６　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年３月19日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第４号

阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例に関する条例（平成19年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「平成21年３月31日」を「平成23年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

管　理　規　程

阪神水道企業団管理規程第２号

阪神水道企業団公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年２月12日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団公有財産管理規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団公有財産管理規程（昭和43年管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第18条第１項を次のように改める。

第15条第１項の場合において、行政財産を使用する者は、当該使用許可期間（その期間が複数の事業年度（阪神水道企業団財務規程（昭和29年管理規程第５号）第２条の２に定める事業年度をいう。以下同じ。）にわたるときはそれぞれの事業年度に属する期間）の最初の１月以内に使用料を納付しなければならない。

第24条中「普通不動産」を「普通財産」に改める。

附　則

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

阪神水道企業団管理規程第３号

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年３月30日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団財務規程（昭和29年管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第133条の２第１項中「100分の30」を「100分の50」に改め、同条第２項中「行なつたとき」を「行つたとき」に改める。

附　則

この規程は、平成21年３月30日から施行し、平成20年度の減価償却から適用する。

阪神水道企業団管理規程第４号

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年３月31日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第７条技術部浄水管理課浄水管理係の項第１号中「研究」を「研究、開発」に改める。

附　則

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

告　　示

阪神水道企業団告示第１号

平成21年第１回阪神水道企業団議会定例会を平成21年２月24日阪神水道企業団議会議場に招集する。

平成21年２月17日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団告示第２号

平成21年第１回阪神水道企業団議会定例会において議決された、平成20年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成21年３月19日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

平成20年度
阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　平成20年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　平成20年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（計）
	収	入	
第１款　水道事業収益	19,526,216 千円	169 千円	19,526,385 千円
第２項　営業外収益	768,072 千円	169 千円	768,241 千円

第３条　予算第４条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,003,588 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 246,756 千円及び損益勘定留保資金　8,756,832 千円で補てんするものとする。」に改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（計）
	収	入	
第１款　資本的収入	6,220,906 千円	△ 886 千円	6,220,020 千円
第１項　企業債	2,445,000 千円	53,000 千円	2,498,000 千円
第２項　出資金	2,058,214 千円	53,886 千円	2,112,100 千円
第３項　国庫補助金	713,701 千円	△ 107,772 千円	605,929 千円

第４条　予算第６条に定めた起債の目的及び限度額中

「上水道布設第５期拡張工事費　充当のため　521,000千円」を「上水道布設第５期拡張工事費　充当のため　574,000千円」に改める。

阪神水道企業団告示第３号

平成21年第１回阪神水道企業団議会定例会において議決された、平成21年度阪神水道企業団水道事業会計予算は、次のとおりである。

平成21年３月19日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

平成21年度

阪神水道企業団水道事業会計予算

（総　則）

第１条　平成21年度阪神水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（給水市名）	（１日平均給水量）	（年間総給水量）
神戸市	470,667m^3	171,793,455m^3
尼崎市	185,806m^3	67,819,190m^3
西宮市	99,604m^3	36,355,460m^3
芦屋市	33,525m^3	12,236,625m^3
計	789,602m^3	288,204,730m^3

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入

第１款	水道事業収益	20,094,008 千円
第１項	営業収益	18,753,873 千円
第２項	営業外収益	665,216 千円
第３項	特別利益	674,919 千円

支　出

第１款	水道事業費用	20,431,532 千円
第１項	営業費用	15,865,436 千円
第２項	営業外費用	4,314,444 千円
第３項	特別損失	246,652 千円
第４項	予備費	5,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,009,048 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 393,287 千円及び損益勘定留保資金 7,615,761 千円で補てんするものとする。）。

収　入

第１款	資本的収入	9,433,184 千円
第１項	企業債	4,109,000 千円
第２項	出資金	3,045,750 千円
第３項	国庫補助金	1,748,530 千円
第４項	固定資産売却代金	525,546 千円
第５項	工事負担金	1 千円
第６項	基金収入	4,355 千円
第７項	長期貸付金返還金	1 千円
第８項	その他資本収入	1 千円

支　　出

第１款	資本的支出	17,442,232 千円
第１項	建設改良費	8,119,871 千円
第２項	企業債償還金	5,241,819 千円
第３項	投資	4,355 千円
第４項	水利負担金	4,075,651 千円
第５項	国庫補助金返還金	536 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期間	限度額
１期尼崎送水管更生工事	平成２１年度から 平成２２年度まで	千円 305,918
取水場運転管理業務委託 （平成22年３月～）	平成２１年度から 平成２３年度まで	千円 185,010
浄水場運転管理業務委託 （平成22年３月～）	平成２１年度から 平成２３年度まで	千円 248,850

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額　上水道布設第５期拡張工事費充当のため
1,678,000 千円
導送配水管路整備事業費充当のため
1,069,000 千円
取導水施設整備事業費充当のため
1,362,000 千円

起債の方法　国又は銀行その他から普通貸借の方法により借入れ、財政又は事業の進捗の都合により、後年度に繰り下げて借入れをすることができる。

利率　年５．９％以内

償還の方法　本年度の元金は、借入れの翌日から５年以内を据置き、その後30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更あるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては定額以上を償還し、又は前記利率の範囲内で借換えすることができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（構成団体からの補助金）

第９条　企業債利息及び水道水源施設等建設事業割賦負担金利息の一部に充当するため、構成団体から補助を受ける金額は、489,809 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条　たな卸資産の購入限度額は、648,255 千円と定める。

（重要な資産の処分）

第11条　重要な資産の処分は、次のとおりとする。

１　処分する資産

種　　類　土　　地

名　　称　宝塚市長尾町３番１外

数　　量　６，４６６平方メートル

処分の態様　売　　却

公　　告

阪神水道企業団公告

条件付き一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の６及び阪神水道企業団（以下「企業団」という。）契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年３月19日

阪神水道企業団

企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　購入物品、予定数量及び納入期間

ア　次亜塩素酸ナトリウム　2,407 トン（概算）

イ　硫酸アルミニウム　4,943 トン（概算）

ウ　苛性ソーダ　1,841 トン（概算）

エ　硫酸　78 トン（概算）

オ　粒状活性炭　1,264 m^3

⑵　購入物品の特質等　仕様書による。

⑶　契約期間

上記⑴ア～ウの物品　平成21年４月１日から平成21年９月30日まで

上記⑵エ、オの物品　平成21年４月１日から平成22年３月31日まで

⑷　納入場所及び納入方法　仕様書による。

⑸　入札方法

ア　条件付き一般競争入札により、上記⑴ア～オの物品ごとに入札に付する。上記⑴ア～エの物品については、１トンあたりの単価により行う。上記⑴オの物品については、総計金額により行う。

イ　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑹　予定価格は非公表とする。

２　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　平成21・22年度の企業団競争入札参加資格（物品：水道用浄化薬品）の取得者であること。

⑵　自治令第167条の４の規定に基づく入札参加資格制限に該当しないこと。

⑶　企業団指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から入札日までの間に受けていないこと。

⑷　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成

11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）

⑸　同種又は類似する物品について、納入実績を有すること。

⑹　上記１⑴アの物品については、兵庫県の阪神地区、大阪市内又はその隣接市町に製造工場を有していること。

⑺　上記１⑴オの物品においては、当企業団において過去に納入実績のある製造業者（クラレケミカル株式会社、日本エンバイロケミカルズ株式会社、日本ノリット株式会社、三菱化学カルゴン株式会社、株式会社キャタラー、ダイネン株式会社）の製品とすること。

⑻　物品の納入に際し、企業団の要請に応じて指定数量を迅速に納入することが出来る体制が整備されていること。

⑼　何らかの事象により製造元の工場が稼動出来ない事態に陥った場合等でも、緊急時対応として代替となる製造元より物品の供給が可能であること。

⑽　その他仕様書に定める条件を満たしていること。

3　配布書類

入札の執行に先立ち、次のとおり書類を配布する。

配布書類	⑴　仕様書 ⑵　同種又は類似する物品の納入実績調書（様式第１号） ⑶　入札書 ⑷　委任状
配布方法	⑴　設計図書は企業団ホームページ<http://www.hansui.or.jp/>の「入札・契約情報」－「入札公告」からダウンロードすること。 ⑵　ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配布するので、事前に連絡すること。電話 078(431)1902 直通

4　入札並びに開札の日時及び場所等

日　　時	平成21年３月30日㈪ ⑴　次亜塩素酸ナトリウム　午後２時00分 ⑵　硫酸アルミニウム　午後２時15分 ⑶　苛性ソーダ　午後２時30分 ⑷　硫酸　午後２時45分 ⑸　粒状活性炭　午後３時00分 ※入札開始時刻は状況により多少遅れる場合があります。
場　　所	神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号 企業団本庁舎３階　第１会議室
入札に必要なもの	⑴　入札書 ⑵　委任状（代理人が入札する場合） ⑶　同種又は類似する物品の納入実績調書（様式第１号）

5　保証金及び支払条件

入札保証金 契約保証金	免除
支 払 条 件	⑴　部分払い有り ⑵　前金払なし

6　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札書。
⑵　指定した時刻までに提出しなかった入札書。
⑶　入札書の様式が指定様式でない入札書。
⑷　同一人物（代理人含む。）が入札した２通以上の入札書。
⑸　入札金額が加除訂正されている入札書。
⑹　記名、押印のない入札書。
⑺　入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書。
⑻　代理人が入札する場合、委任状の代理人印と異なる印を押印した入札書。
⑼　記載事項を訂正し、訂正印のない入札書。
⑽　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書。
⑾　記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書。
⑿　連合その他不正の行為があったと認められる入札書。
⒀　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書。

7　落札者の決定方法

⑴　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
⑵　落札の決定を保留した後、落札候補者が上記２の入札参加資格を有する者であるかを審査する。
⑶　同価による最低価格入札者が２人以上ある時は、くじ引きによって審査順位を決定する。
⑷　審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を通知し契約を締結するものとする。
イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。
⑸　入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
⑹　開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
⑺　落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

8　その他留意事項

⑴　書類作成に要する費用は、入札者の負担とする。
⑵　提出された書類は返還しない。
⑶　虚偽の記載をした者は、企業団指名停止基準により６ヶ月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

9　入札に関する問合せ先

阪神水道企業団 総務部 総務課 契約係（本庁舎３階）
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電 話　078(431)1902（直通）
FAX　078(431)2664

任　　免

技術部工務課
技術職員　谷口　知弥
尼崎市への派遣を解く
技術部浄水管理事務所
技術職員　橋本　正博
阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第２条の規定により平成21年３月31日限り定年退職
技術部大道取水場
技術職員　油納　　昇
技術部浄水管理事務所
技術職員　平上　武剋
技術部浄水管理事務所
技術職員　岡本　輝男
技術部送水センター
技術職員　山岡　　毅
地方公務員法第28条の５第２項の規定による任期満了により平成21年３月31日限り退職（各通）
（以上　平成21年３月31日付）
坪田　和久
事務職員に採用する
総務部経営企画課勤務を命ずる
技術部浄水管理事務所浄水課主査
技術職員　天目　　勝
技術部水質試験所主幹に補する
総務部経営企画課
技術職員　大谷　真巳
技術部浄水管理課主査に補する
技術部浄水管理事務所
技術職員　村田　勝己
技術部送水センター送水係長に補する
技術部水質試験所長
技術職員　納庄　秀成
技術部施設管理課主幹に配置換する
総務部経営企画課企画調整係長
事務職員　福田　哲也
総務部総務課総務係長に配置換する
技術部浄水管理事務所総務課主査
事務職員　中川　良夫
総務部経営企画課企画調整係長に配置換する
総務部総務課総務係長
事務職員　古川　昌宏
技術部浄水管理課主査に配置換する
技術部施設管理課主査
技術職員　和木田豊志
技術部施設管理課設備係長に配置換する
技術部送水センター送水係長
技術職員　北野　幸治
技術部施設管理課主査に配置換する
技術部浄水管理課主査
事務職員　原田　昌弘
技術部浄水管理事務所総務課主査に配置換する
技術部浄水管理事務所施設課主査
技術職員　須原　敏樹
技術部浄水管理事務所浄水課主査に配置換する
技術部施設管理課設備係長
技術職員　浦川比呂志
技術部浄水管理事務所施設課主査に配置換する
技術部長
技術職員　小林　健一
技術部水質試験所長事務取扱を命ずる
総務部経営企画課
事務職員　木村佐和子
総務部経営企画課
事務職員　山中　英信
総務部財務課
事務職員　津高　憲一
総務部総務課勤務を命ずる（各通）
技術部浄水管理課
事務職員　脇村　真澄
総務部総務課
事務職員　金丸　雄一
技術部浄水管理事務所
技術職員　宗和　牧彦
総務部経営企画課勤務を命ずる（各通）
総務部総務課
事務職員　中野　寿朗
総務部経営企画課
事務職員　太田　光彦
総務部財務課勤務を命ずる（各通）
総務部財務課
事務職員　長尾　直明
技術部浄水管理課勤務を命ずる
技術部浄水管理課
技術職員　橋本　久志
技術部大道取水場
技術職員　中森　敏文

技術部送水センター
技術職員　坂田　哲夫
技術部送水センター
技術職員　寺脇　孝行
技術部浄水管理事務所勤務を命ずる（各通）
総務部経営企画課
技術職員　幸　　英量
技術部浄水管理事務所
技術職員　扇谷　久雄
技術部送水センター勤務を命ずる（各通）
技術部浄水管理事務所
技術職員　表　　義雄
技術部水質試験所
技術職員　安場　義美
再任用の任期を平成22年３月31日まで更新する（各通）
橋本　正博
技術職員に再任用する（週32時間勤務）
技術部浄水管理事務所勤務を命ずる
任期は平成22年３月31日までとする
（以上　平成21年４月１日付）